

一般財団法人佐賀県教職員互助会貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐賀県教職員互助会運営規則（以下「規則」という。）第3項の規定に基づき、一般財団法人佐賀県教職員互助会（以下「本会」という。）現職の会員という。）が臨時に資金を必要とする場合に本会が行う貸付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(財源)

第2条 貸付金の財源は、会員の積立金及び運用益とする。

(利息)

第3条 貸付金には、利息を付けることができる。

(貸付の制限)

第4条 次の各号に掲げる会員については、貸し付けは行わないものとする。

- (1) 再任用職員
- (2) 新規採用後6月を経過していない者
- (3) 未成年者で法定代理人の承認を得ていない者
- (4) 毎月償還する償還金の1月の合計額が、本会の貸付金の1月の償還額とその他の貸付金の1月の償還額を合算し、申込人の給与月額 $\frac{10}{3}$ に相当する額をこえることとなる者
- (5) 住宅資金貸付以外の貸付にあつては、借替のための貸付を受けようとする者のうち、償還した回数が24回未満の者
- (6) 停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
- (7) 破産の手續中の者、又は破産宣告をした後、10年を経過していない者
- (8) 民事再生の手續中の者、又は再生計画認可の決定を受けた後、10年を経過していない者
- (9) 本会が加入している貸付保険の適用を受けた後、10年を経過していない者
- (10) 本会会費や貸付償還金に未納があつた者、又はその他償還の確実性がないと認められる者
- (11) 臨時的任用職員

(貸付の種類)

第5条 貸付の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生活資金貸付金
- (2) 教育資金貸付金
- (3) 車購入資金貸付金
- (4) 特別資金貸付金
- (5) リフォーム資金貸付金
- (6) 住宅資金貸付金

(生活資金貸付金)

第6条 会員が臨時に資金を必要とする場合は、予算の範囲内で生活資金を貸し付けることができる。

2 前項の貸付金の最高限度額は、特別資金貸付金を併せて2,000,000円とする。

3 この貸付金の利率は、期間1月につき0.48%とする。

ただし、租税特別措置法第93条第2項に定める特例基準割合がこの利率を下回るときは、理事会の承認を得て特例基準割合を12で除した率以下の率を期間1月当たりの貸付利率とすることができる。

なお、特例基準割合を12で除した率に端数が生じた場合は、小数点第5位以下の数は切り捨てるものとする。

この場合に貸付決定後、償還が終了する前に利率が変動するときは、その変動が生じた日は、その変動が生じた日（以下「変動日」という。）の前日における当該貸付金にかかる未償還元金を変動日に貸し付け、同日における当該貸付金にかかる未償還回数で変動日以後に償還するものとみなして、償還期日における利息を算出する。

4 生活資金貸付金償還一覧表（別表第1）については、利息が変動する場合、その都度、別に理事長が定めるものとする。

5 第1項の規定により生活資金の貸付を受けようとする者は、生活資金貸付申込書（別記様式第1号）に借用証書（別記様式第2号）を添付のうえ、理事長に申し込まなければならない。

(生活資金貸付金の償還)

第7条 貸付を受けた者（以下「借受人」という。）は、毎月償還するものとする。

2 前項の規定による償還（以下「毎月償還」という。）は、貸付金の額に応じ、生活資金貸付金償還一覧表（別表第1）に掲げる償還回数及び償還月額範囲内で借受人の希望する償還回数及び償還額により行うものとする。この場合において、償還回数は、原則として在職中に終了する回数とする。

3 借受人のうち貸付金の額が100万円以上である者は、毎月償還のほか、貸付けを受

けた日の属する月後で最初に到来する期末手当及び勤勉手当（以下「ボーナス」という。）の支給月から、ボーナスの支給月ごとに償還することができる。

- 4 前項の規定による償還（以下「ボーナス償還」という。）にかかる償還金の額は、貸付金の額の2分の1以内で、かつ、10万円単位とする。
- 5 ボーナス償還の回数は、毎月償還の償還回数を6で除して得た回数の範囲内で借受人の希望する回数とする。
- 6 借受人が次の各号のいずれかに該当し、別記様式第3号により毎月償還又は毎月償還にボーナス償還を併せて行う償還（以下「ボーナス併用償還」という。）の猶予を希望する旨の申出をした場合は、当該各号に定める期間について償還の猶予をすることができる。
 - (1) 育児休業の承認を受けたとき 育児休業の期間の範囲内
 - (2) 疾病により休職し、公立学校共済組合又は他の共済組合の傷病手当金附加金の支給期間が満了したとき その満了した日の翌日以降の休職期間の範囲内
 - (3) 介護休暇の承認を受けたとき 介護休暇の期間の範囲内
 - (4) 大学院修学休業の承認を受けたとき 大学院修学休業の期間の範囲内
- 7 償還猶予期間中の償還金には、延滞利息を課さないものとする。
- 8 借受人は、第2項又は第3項の規定にかかわらず、未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- 9 前項の規定による償還のうち、未償還元利金の一部を繰り上げて償還する場合の償還額は、次の各号の償還方法に応じ、当該各号に掲げる金額以上とする。この場合において、ボーナス併用償還の繰り上げ償還の額は、当該償還額の2分の1以上の額としなければならない。
 - (1) 毎月償還 10万円
 - (2) ボーナス併用償還 20万円

（教育資金貸付金）

第8条 会員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、大学（外国大学を含む。）、高等専門学校、専修学校又は各種学校（民間の大学受験予備校を含む。）に入学若しくは修学するため資金を必要とする場合は、予算の範囲内で教育資金を貸し付けることができる。

また、本会以外の金融機関等から教育資金の貸し付けを受けている会員は、その貸付金の返済を目的に次号の限度額の範囲内で本会の貸し付けを受けることができる。

- 2 前項の貸付金の最高限度額は、3,000,000円とする。ただし、公立学校共済組合佐賀支部組合員以外の会員については、5,000,000円とする。

- 3 この貸付金の利率は、期間1月につき0.45%とする。
- ただし、租税特別措置法第93条第2項に定める特例基準割合がこの利率を下回るときは、理事会の承認を得て特例基準割合を12で除した率以下の率を期間1月当たりの貸付利率とすることができる。
- なお、特例基準割合を12で除した率に端数が生じた場合は、小数点第5位以下の数は切り捨てるものとする。
- この場合に貸付決定後、償還が終了する前に利率が変動するときは、その変動が生じた日（以下「変動日」という。）の前日における当該貸付金にかかる未償還元金を変動日に貸し付け、同日における当該貸付金にかかる未償還回数で変動日以後に償還するものとみなして、償還期日における利息を算出する。
- 4 教育資金貸付金償還一覧表（別表第2）については、利率が変動する場合、その都度、別に理事長が定めるものとする。
- 5 第1項の規定により教育資金の貸付を受けようとする者は、教育資金貸付申込書（別記様式第1号）に借用証書（別記様式第2号）を添付のうえ理事長に申し込まなければならない。
- 6 本条第1項後段の定めによる本会以外の金融機関からの教育資金貸付金の返済を目的として、本会の教育資金貸付金の利用を申し込む場合は、以下の書類を添付して理事長に申し込まなければならない。
- (1) 本会以外の金融機関等からの借り入れ状況を明示した借用証書(写)等
 - (2) その他必要書類
- 7 本条第1項後段の定めによる本会以外の金融機関からの教育資金貸付金の返済を目的として、教育資金貸付金を受けその支払いが完了した場合は、以下の書類を理事長あて提出するものとする。
- (1) 本会以外の金融機関への支払いの事実を証明する書類の写
 - (2) 本会以外の金融機関への返済が完了した場合は借用証書の写
 - (3) その他必要書類

（教育資金貸付金の償還）

第9条 借受人は、毎月償還するものとする。

- 2 毎月償還は、貸付金の額に応じ、教育資金貸付金償還一覧表（別表第2）に掲げる償還回数及び償還月額範囲内で借受人の希望する償還回数及び償還額により行うものとする。この場合において、償還回数は、原則として在職中に終了する回数とする。
- 3 第7条第3項から第9項までの規定は、教育資金貸付金の償還について準用する。

（車購入資金貸付金）

第 10 条 会員が車（部品等を含む。）購入資金を必要とする場合は、予算の範囲内で車購入資金を貸し付けることができる。また、本会以外の金融機関等から車購入資金の貸し付けを受けている会員は、その貸付金の返済を目的に次号の限度額の範囲内で本会の貸し付けを受けることができる。

2 前項の貸付金の最高限度額は、3,000,000 円とする。ただし、公立学校共済組合佐賀支部組合員以外の会員については、5,000,000 円とする。

3 この貸付金の利率は、期間 1 月につき 0.45%とする。

ただし、租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に定める特例基準割合がこの利率を下回るときは、理事会の承認を得て特例基準割合を 12 で除した率以下の率を期間 1 月当たりの貸付利率とすることができる。

なお、特例基準割合を 12 で除した率に端数が生じた場合は、小数点第 5 位以下の数は切り捨てるものとする。

この場合に貸付決定後、償還が終了する前に利率が変動するときは、その変動が生じた日（以下「変動日」という。）の前日における当該貸付金にかかる未償還元金を変動日に貸し付け、同日における当該貸付金にかかる未償還回数で変動日以後に償還するものとみなして、償還期日における利息を算出する。

4 車購入資金貸付金償還一覧表（別表第 4）については、利率が変動する場合、その都度、別に理事長が定めるものとする。

5 第 1 項の規定により車購入資金の貸付を受けようとする者は、車購入資金貸付申込書（別記様式第 1 号）に借用証書（別記様式第 2 号）等必要な書類を添付のうえ理事長に申し込まなければならない。

6 本条第 1 項後段の定めによる本会以外の金融機関からの車購入資金貸付金の返済を目的として、本会の車購入資金貸付金の利用を申し込む場合は、以下の書類を添付して理事長に申し込まなければならない。

- (1) 本会以外の金融機関等からの借り入れ状況を明示した借用証書(写)等
- (2) その他必要書類

7 本条第 1 項後段の定めによる本会以外の金融機関からの車購入資金貸付金の返済を目的として、車購入資金貸付金を受けその支払いが完了した場合は、以下の書類を理事長あて提出するものとする。

- (1) 本会以外の金融機関への支払いの事実を証明する書類の写
- (2) 本会以外の金融機関への返済が完了した場合は借用証書の写
- (3) その他必要書類

（車購入資金貸付金の償還）

第 11 条 借受人は、毎月償還するものとする。

2 毎月償還は、貸付金の額に応じ、車購入資金貸付金償還一覧表（別表第 4）に掲げる

償還回数及び償還月額の範囲内で借受人の希望する償還回数及び償還額により行うものとする。この場合において、償還回数は、原則として在職中に終了する回数とする。

3 第7条第3項から第9項までの規定は、車購入資金貸付金の償還について準用する。

(特別資金貸付金)

第12条 特別の事例により教職員等の給与が減額された場合において、会員が、生活設計のため資金を必要とする場合は、予算の範囲内で特別資金貸付金を貸し付けることができる。

2 前項の貸付金の最高限度額は、500,000円とし、生活資金貸付金を併せて2,000,000円を超えない額とする。

3 この貸付金は、無利息とする。

4 第1項の規定により特別資金の貸付を受けようとする者は、特別資金貸付申込書(別記様式第1号)に借用証書(別記様式第2号)を添付のうえ理事長に申し込まなければならない。

(特別資金貸付金の償還)

第13条 借受人は、毎月償還するものとする。

2 毎月償還は、貸付金の額に応じ、特別資金貸付金償還一覧表(別表第5)に掲げる償還月額の範囲内で借受人の希望する償還月額により行うものとする。この場合において、償還月額は、原則として在職中に終了する額とする。

3 第7条第3項から第9項までの規定は、特別資金貸付金の償還について準用する。

(リフォーム資金貸付金)

第14条 会員が第16条の住宅資金貸付金によることなく、軽微な自宅の修繕や付帯設備の設置、外構工事の実施等のため資金を必要とする場合は、予算の範囲内でリフォーム資金貸付金を貸し付けることができる。また、本会以外の金融機関等からリフォーム資金の貸し付けを受けている会員は、その貸付金の返済を目的に次号の限度額の範囲内で本会の貸し付けを受けることができる。

2 前項の貸付金の最高限度額は、3,000,000円とする。

3 第1項の規定によりリフォーム資金の貸付を受けようとする者は、リフォーム資金貸付申込書(別記様式第1号)に借用証書(別記様式第2号)及び下記の書類を添付のうえ理事長に申し込まなければならない。

(1) 工事請負契約書の写又は工事見積書の写

(2) リフォーム箇所の図面又は写真

4 この貸付金の利率は、期間1月につき0.45%とする。

ただし、租税特別措置法第93条第2項に定める特例基準割合がこの利率を下回ると

きは、理事会の承認を得て特例基準割合を12で除した率以下の率を期間1月当たりの貸付利率とすることができる。

なお、特例基準割合を12で除した率に端数が生じた場合は、小数点第5位以下の数は切り捨てるものとする。

この場合に貸付決定後、償還が終了する前に利率が変動するときは、その変動が生じた日（以下「変動日」という。）の前日における当該貸付金にかかる未償還元金を変動日に貸し付け、同日における当該貸付金にかかる未償還回数で変動日以後に償還するものとみなして、償還期日における利息を算出する。

- 5 リフォーム資金貸付金償還一覧表（別表第1号）については、利率が変動する場合、その都度、別に理事長が定めるものとする。
- 6 本条第1項後段の定めによる本会以外の金融機関からのリフォーム資金貸付金の返済を目的として、本会のリフォーム資金貸付金の利用を申し込む場合は、以下の書類を添付して理事長に申し込まなければならない。
 - (1) 本会以外の金融機関等からの借り入れ状況を明示した借用証書(写)等
 - (2) その他必要書類
- 7 本条第1項後段の定めによる本会以外の金融機関からのリフォーム資金貸付金の返済を目的として、リフォーム資金貸付金を受けその支払いが完了した場合は、以下の書類を理事長あて提出するものとする。
 - (1) 本会以外の金融機関への支払いの事実を証明する書類の写
 - (2) 本会以外の金融機関への返済が完了した場合は借用証書の写
 - (3) その他必要書類

（リフォーム資金貸付金の償還）

第15条 借受人は、毎月償還するものとする。

2 毎月償還は、貸付金の額に応じ、リフォーム資金貸付金一覧表（別表第5）に掲げる償還月額範囲内で借受人の希望する償還月額により行うものとする。この場合において、償還月額は、原則として在職中に終了する額とする。

3 第7条第3項から第9項までの規定は、リフォーム資金貸付金の償還について準用する。

（住宅資金貸付金）

第16条 会員が自己の用に供する目的で住宅を新築、増築、改築、移築、購入、借入又は修理し、若しくは住宅の敷地を購入又借入するための資金を必要とする場合は、予算の範囲内で住宅資金貸付金を貸し付けることができる。

- 2 前項の貸付金の最高限度額は、5年後の退職一時金に2,000,000円を加算した額とする。ただし、公立学校共済組合佐賀支部組合員以外の会員については、5年後の退職一時金

に 4,000,000 円を加算した額とする。

- 3 この貸付金の利率は、期間 1 月につき 0.48% とする。

ただし、租税特別措置法第 93 条第 2 項に定める特例基準割合がこの利率を下回るときは、理事会の承認を得て特例基準割合を 1.2 で除した率以下の率を期間 1 月当たりの貸付利率とすることができる。

なお、特例基準割合を 1.2 で除した率に端数が生じた場合は、小数点第 5 位以下の数は切り捨てるものとする。

この場合に貸付決定後、償還が終了する前に利率が変動するときは、その変動が生じた日（以下「変動日」という。）の前日における当該貸付金にかかる未償還元金を変動日に貸し付け、同日における当該貸付金にかかる未償還回数で変動日以後に償還するものとみなして、償還期日における利息を算出する。

- 4 住宅資金貸付金償還一覧表（別表 6）については、利率が変動する場合、その都度別に理事長が定めるものとする。

- 5 住宅資金貸付金償還一覧表に定める償還期間を過ぎて未償還金がある場合は、遅滞利息として月 1 分を加算する。ただし、理事長が償還期間の延長を認めたものについてはこの限りでない。

（住宅資金貸付金の申込み）

第 17 条 住宅資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申込書（別記様式第 4 号）に次表に掲げる書類を添付のうえ理事長に申し込まなければならない。

申 込 事 由		必 要 書 類
土地付住宅 (マンション含む)	新 築 購 入	① 売買契約書の写 ② 敷地の登記簿謄本 ③ 確認済証の写 ④ 住宅の平面図
	中 古 購 入	① 売買契約書の写 ② 敷地の登記簿謄本 ③ 住宅の登記簿謄本 ④ 住宅の平面図
住 宅	新 築	① 工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ② 敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書の写 ③ 確認済証の写 ④ 住宅の平面図
	増 築、改 築、移 築	① 工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ② 敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書の写 ③ 住宅の登記簿謄本 ④ 確認済証の写 ⑤ 住宅の平面図
	購 入	① 売買契約書の写 ② 敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書の写 ③ 住宅の登記簿謄本（新築中で未登記の場合は確認済証の写） ④ 住宅の平面図
	修 理	① 工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ② 住宅の登記簿謄本及び住宅の名義人の工事承諾書の写 ③ 修理箇所の図面又は写真
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写 ② 住宅の平面図
敷 地	購 入	① 売買契約書の写 ② 敷地の登記簿謄本 ③ 住宅新築工事に係る誓約書
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写 ② 住宅新築工事に係る誓約書

(住宅資金貸付金の申込書の審査と貸付決定)

第18条 理事長は、前条による申し込みがあったときは、審査のうえ、貸付の可否及び貸付金額を決定する。

- 2 理事長は、貸付を行うと決定したときは、貸付決定通知を申込人に送付し、申込人は借用証書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、貸付を行わないと決定したときは、その旨申込人に通知しなければならない。

(住宅資金貸付金の償還)

第19条 借受人は、毎月償還するものとする。

2 毎月償還は、貸付金の額に応じ、住宅資金貸付金償還一覧表(別表)に掲げる償還回数及び償還月額範囲内で借受人の希望する償還回数及び償還額により償還するものとする。この場合において、償還回数は、原則として在職中に終了する回数とする。

3 借受人が次の各号のいずれかに該当し、毎月償還又はボーナス償還併用の猶予を希望する旨の申し出をした場合は、当該各号に定める期間について償還の猶予をすることができる。

- (1) 住宅貸付の対象となった住宅又は敷地が水害、地震、火災その他の非常災害により損害を受けたとき 申し出のあった日の属する月の翌月から12月以内
- (2) 育児休業の承認を受けたとき 育児休業の期間の範囲内
- (3) 疾病により休職し、公立学校共済組合又は他の共済組合の傷病手当金附加金の支給期間が満了したとき その満了した日の翌日以降の休職期間の範囲内
- (4) 介護休暇の承認を受けたとき 育児休業の期間の範囲内
- (5) 大学院修学休業の承認を受けたとき 大学院修学休業の期間の範囲内

4 第7条第3項から第5項まで及び同条第7項から第9項までの規定は、住宅資金貸付金の償還について準用する。

(貸付けの取消)

第20条 借受人が故意にこの規程に違反し、または虚偽の申告をなしたと理事長が認めるときは、直ちに貸付を取り消しし、未償還元利金を即時返還させるものとする。

2 借受人が会員の資格を喪失したとき又は再任用となったときは、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条及び前条の規定にかかわらず、直ちに未償還元利金を償還しなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めた時は、この限りではない。

(債権の保全)

第21条 理事長は、貸付金の保全を目的として、全国教職員互助団体協議会が損害保険会

社と契約した貸付保険制度に加入するものとする。

(保険料)

第22条 貸付金に係る貸付保険料は借受人が負担するものとし、仮受人は償還金を支払う際、別に定めた保険料率を乗じて得た額の貸付保険料を加算して支払うものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 一般財団法人佐賀県教職員互助会住宅資金貸付規程（平成26年4月1日施行）は廃止する。）
- 3 平成26年4月1日施行の一般財団法人佐賀県教職員互助会住宅資金貸付規程及び一般財団法人佐賀県教職員互助会給付及び貸付規程に基づき現に受けている貸付については、本規程に基づき貸付けされたものとみなす。

附 則

- 1 この規定は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

※ 「随時貸付」については、これまでの貸付規程において貸付日に関する規定がないため、規程の改正ではなく、別途取扱要領を設けて運用することとする。